

令和5年度

鶴岡市空き店舗解消リフォーム事業補助金

市内の空き家、空き店舗等の遊休ストックの利活用の促進と地域経済の活性化を図るため、店舗営業を行う方に対し、店舗改修経費を支援します。

対象者・要件

1. 空き家・空き店舗等を改装し開業する小売業、飲食業、サービス業を営む中小企業者で、市内に事業所を有するもの。
2. 今年度中に改装を完了し、営業を開始すること
(創業者については、各地方公共団体が実施している特定創業支援等事業(※)を受講していること)
3. 週4日以上営業すること
4. 市税の滞納がないこと

※…産業競争力強化法に基づき、各市町村が創業支援等事業計画に定めるもの

補助率・補助上限額

補助率:補助対象経費の2分の1以内

補助上限額:50万円

対象エリア・見込件数

中心市街地開業枠 (交付見込2件)	市内開業枠 (交付見込4件)	
中心市街地	市街化区域 中心市街地以外	その他の地域
	鶴岡市内で5年以上事業を営む者	
	上記以外の者(創業者等)	

※ただし、中心市街地開業枠を優先します。

対象物件

新規出店者が物件の所有者(または売主)と3親等以内の親族等でないこと
(ただし、新規出店者が県外から移住する場合は、この限りではない)

申請期間

令和5年5月18日～令和6年2月29日

※採択事業の補助事業費が予算額に達し次第終了

申請方法・申請書類※詳しくは市ホームページをご確認ください。

以下の必要書類をご準備のうえ、鶴岡市商工課まで郵送もしくは直接申請書類一式をお持ちください。※必ず事業開始前の申請が必要となります。

- ①事業申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④事業概要書
- ⑤不動産賃貸契約書の写し(物件を取得する場合は、売買契約書の写しまたは不動産登記簿謄本の写し)
- ⑥商業登記簿謄本の写し(法人の場合)
- ⑦支出の根拠となる見積書
- ⑧改装前の建物の外観・内観、改装個所のわかる写真
- ⑨市税納付状況の照会に係る届出
- ⑩特定創業支援等事業を受けたことを証する書類(創業者のみ)
- ⑪その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先】 鶴岡市役所商工観光部商工課(5階)

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

TEL:0235-25-2111(内線728) FAX:0235-25-7111

市ホームページURL: <https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/shokoshien/syouko0120190823.html>